

佐賀県糖尿病協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、佐賀県糖尿病協会という。

2 副称として日本糖尿病協会佐賀県支部を用いる。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を佐賀市鍋島5-1-1 佐賀大学医学部内科学講座 肝臓・糖尿病・内分泌内科に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、事務所の位置を変更することができる。

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本糖尿病協会と連携のもと、各種事業を実施することにより、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、糖尿病患者及びその家族の療育指導、各分会との連絡調整を図り、医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
- (2) 糖尿病の患者及び家族に対する療育指導
- (3) 機関誌の配布
- (4) 全国糖尿病週間関連行事としての講演会・研修会等の開催
- (5) 小児糖尿病「サマーキャンプ」に対する後援
- (6) 分会の育成指導
- (7) 公益社団法人日本糖尿病協会との連携
- (8) その他 佐賀県糖尿病協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 佐賀県糖尿病協会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正会員 糖尿病患者とその家族、並びに糖尿病関連医療関係者等をもって構

成されている分会の会員

(2) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 正会員は、自動的に「公益社団法人日本糖尿病協会」に加入するものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を各分会の会長に提出する。

2 上記の申込書は公益社団法人日本糖尿病協会に同時に入会することとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を分会の会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を2年以上納入しないとき。

第3章 分会

(分会)

第9条 医療機関等に分会をおく。

第4章 総会

(種別及び構成)

第10条 本会の総会は、分会の代表者をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(権能)

第11条 総会は、次の各号に定める事項について議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 役員を選任又は解任

(4) 顧問及び相談役を選任又は解任

(5) 会費の額の決定

(6) 会則、事業等の変更

(7) その他運営に関する重要事項

(召集)

第12条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第13条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第14条 総会は、分会の代表者の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第15条 総会の議決は、出席した分会の代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 やむを得ない理由のため総会に出席できない分会の代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の分会代表者を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員数、出席者数(書面表決者数)
- (3) 審議事項及び議決事項

(顧問及び相談役)

第18条 本会の発展向上のため、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会において選任する。

3 顧問及び相談役は、必要に応じ本会の業務運営について意見を述べるることができる。

(役員)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 15人以内
- (2) 監事 2人

2 本会に、理事の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人以内
- (3) 事務局長 1 人
- (4) 会計 1 人

第 20 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長、事務局長、会計をそれぞれ選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務)

第 21 条 会長は、本会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告するものとする

5 会計は、本会の会計事務を担当する。

(任期)

第 22 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第 23 条 役員は無給とする。

2 役員には職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項については会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(理事会)

第 24 条 理事会は、原則として年 1 回は開催する。その他会長が必要と認めたと

きは随時開催することができる。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の各号に定める事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第28条 理事会には、第13条から第16条までの規定を準用する。この場合において、「総会」及び「分会代表者」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第29条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第30条 本会の財産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書及び決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第36条 本会の会則は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 補則

(委任)

第38条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決

を経て、会長が別に定める。

附則

この会則は、公益社団法人日本糖尿病協会の登記後、施行する。